

杉並区告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項及び第4項の規定に基づき、住所及び居所不明である下記の納付義務者に対する生活保護費返還金の督促状について、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の定めにより、公示送達します。

杉並区会計事務規則（昭和39年規則第5号）第26条の規定に基づき、この告示を行った日から20日が経過した日を納付期限とします。

なお、督促状は、下記納付義務者から請求があれば、いつでも交付します。

令和8年5月15日

杉並区長 岸本 聡子

記

1 送達対象者

中村 愛作

## 【参照条文】

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（督促、滞納処分等）

第 231 条の 3 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入（以下この項及び次条第 1 項において「分担金等」という。）につき第 1 項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該分担金等並びに当該分担金等に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 第 1 項の歳入並びに第 2 項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

5～12 （略）

○地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）（抄）

（公示送達）

第 20 条の 2 地方団体の長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場

合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

- 2 公示送達は、地方団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けべき者に交付する旨を地方団体の掲示場に掲示して行う。
- 3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

○杉並区会計事務規則（昭和 39 年規則第 5 号）

（納期限）

第 26 条 第 24 条の規定により通知をする場合の納期限については、法令その他の定めがある場合を除くほか、調定の日から 20 日以内において適宜の納期限を定めるものとする。